

令和6年 北秋田市農業委員会 第2回総会

1. 開催日時 令和6年2月16日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 市役所本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員（33名）

2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人	8番 堀部 聡
9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正	11番 松岡 英敏
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 響一
18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延	21番 藤岡 智洋
22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦
25番 伊東 誠子	26番 出川 信久	27番 佐藤 政信
28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎
31番 野呂 義久	32番 若松 一幸	33番 佐藤 整
34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志

4. 欠席委員（3名）

1番 櫻井 豊 4番 鈴木 豊 20番 金田 悦子

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 3号	会務報告
第 2	報告第 4号	専決処分の報告
第 3	報告第 5号	女性農業者との意見交換会について
第 4	議案第 5号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 6	議案第 7号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第 8号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 加藤 裕久 副主幹 簾内 拓也 主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

17番 武田 響一 18番 武石 修一

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、只今より令和6年 北秋田市農業委員会 第2回総会を開会いたします。</p> <p>始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番 櫻井 豊委員、4番 鈴木 豊委員、20番 金田 悦子委員の3名となっております。</p> <p>委員総数36名中、33名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>議事録署名委員は当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>17番 武田 響一委員、18番 武石 修一委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第3号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>報告第3号 令和6年1月分会務報告です。</p> <p>まず、1月9日、第1回総会案件の現地調査を、委員5名と事務局3名で行っております。積雪のため、衛星写真を使つての確認でした。</p>

15日は令和5年度 農業者等との意見交換会を女性農業者等との意見交換会として開催し、また、令和6年第1回総会を開催しております。

23日から2日間、秋田県都市農業委員会会長会視察研修が行われ、長岐会長と加藤が参加いたしました。研修先は宮城県仙台市と大崎市でした。(研修内容は後ほど総会終了後にお時間をいただいて報告いたします)

31日は農業農村整備に関する説明会があり、疋田主査が出席しております。説明会の内容を簡単に疋田主査から報告します。

(疋田：報告)

なお、先月は常設審議委員会への諮問案件がなかったため、事務局職員の出席はありませんでした。

報告は以上です。

議 長

会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第4号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書3ページをお開きください。

報告4号「令和6年1月分 専決処分の報告」です。

表の1月の列をご覧ください。

(2) 非農地通知が3件、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が19件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が45件、合計67件の処理を実施しました。

4ページからその内訳となります。

まず、(2) 非農地通知です。

(受付番号1番を朗読)

以下受付番号3番まで、合計4筆、3,503㎡となります。

つづいて(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(受付番号1番を朗読)

以下、12ページの受付番号19番まで、合計158筆、面積239,763.78㎡となっております。

次は13ページ、(7)の、賃借・使用権の合意解約等の届出の受理)です。

(受付番号1番を朗読)

以下22ページの受付番号45番まで、合計183筆、面積294,400㎡となります。

報告は以上です。

議長 事務局から説明がありましたが、(2)非農地通知について、現地を確認した委員からも説明願いたいと思います。

29番 澤藤 匠 委員からお願いいたします。

29番 29番の澤藤です。

番号1番から3番の3件を報告させていただきます。

調査日は2月7日、調査員は30番 土濃塚 謙一郎 委員、31番 野呂 義久 委員、32番 若松 一幸 委員、33番 佐藤 整 委員と私、事務局から加藤事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計8名で、降雪により現地での調査ができないため、会議室で衛星写真を使って行いました。

まず、番号1番の、七日市字妹尾館田ノ沢の農地は、妹尾館集落の奥にある堤の敷地の一部となっていて、周囲の土地も含めて筆界未定となっている境界が定まっていない農地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地を含め、筆界未定となっている周辺の土地もすべて堤の敷地となっているように見受けられ、農地として再生利用することは困難と判断しました。

つぎに、番号2番の阿仁水無字大町の農地は、阿仁合の交番から100mほどにある、旧宮越商店の裏手にある土地でした。衛星写真を使い確認したところ、申請地は周辺の住宅開発等によって到達が困難であること

から、農地として再生利用することは困難と判断しました。

つぎに、番号3番の、下杉字谷地道の農地は、下杉集落から北秋田市民病院へ向かう道路を1.2kmほど進んだ、ちょうど十字路となっているところの少し奥にありました。衛星写真を使い確認したところ、申請地は森林の様相を呈しており、農地として再生利用することは困難と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 報告第4号につきまして事務局と澤藤委員からの説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

報告第5号「女性農業者との意見交換会について」事務局よりお願いします。

事務局 23ページをお願いします。

報告第5号「女性農業者との意見交換会について」は、簾内副主幹から報告いたします。

(簾内副主幹：報告)

議 長 ただいま事務局の説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 25 ページをお開きください。

議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 2 月 16 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号 1 番を朗読)

以下、次のページの受付番号 6 番まで、合計 17 筆、面積 21,502 m²となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

農地法第 3 条第 2 項各号については 27 ページをご参照ください。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行なって頂いた委員からも説明願いたいと思います。

3 2 番 若松 一幸 委員からお願いいたします。

32 番

3 2 番の若松です。

申請番号の 1 番から 6 番の 6 件を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

まず、申請番号 1 番は資料の 3 0 ページから 3 7 ページになります。八幡岱新田字上新田の申請地は川井集落から八幡岱集落の間にある整備された農地でした。李岱字上豊田の申請地は、李岱集落と福田集落の間にある整備された農地でした。下豊田の申請地は、合川診療所の裏にある整備された農地でした。柳原の農地は、李岱集落と阿仁川・小阿仁川の合流地点の間にある整備された農地でした。衛星写真を使い確認したところ、いずれの申請地も耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号 2 番は、資料の 3 8 ページから 3 9 ページになります。小又字羽根川と新田の申請地は、小又集落に隣接している農地でした。新屋敷と寺ノ下の農地は、小又集落の中にある小さな農地でした。衛星写真を使い確認したところ、いずれの申請地も耕作、または手入れされている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号3番から5番は関連があるのでまとめて報告します。資料の40ページから43ページになります。3番の根田字北田面の申請地は、西根田集落の北側にある整備された農地でした。4番と5番の根田字西新田の申請地は、西根田集落の西側に隣接した整備された農地でした。衛星写真を使い確認したところ、いずれの申請地も耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

次に、申請番号6番は、資料の44ページから45ページになります。七日市字屋敷岱の申請地は、妹尾館集落と小猿部川の間にある農地でした。衛星写真を使い確認したところ、いずれの申請地も耕作されている状態とみられ、問題はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長 議案第5号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。

まず、議案第5号について、ご質問、ご意見等はありませんか。

18番 18番 武石です。受付番号1番について、利用料が無償ということですが、どういう制度か教えてください。

事務局 これは、農地の売買の分割払い型で、売買に係る金額を最長10年で分割払いする契約になりますが、これはあくまで購入代金であり、農地の使用権設定に係る使用料については無償となるものです。

議長 ほかにご質問等ございませんか。

5番 5番 佐藤です。受付番号2番ですが、農地の所在が小又で、譲受人の住所が木戸石と遠くになっていますが、遠くから通って耕作するということでしょうか。

事務局 譲受人は小又周辺で耕作する法人の代表の方ですが、住所の記載に誤りがあるかもしれませんので確認いたします。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 5 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 46 ページをお開きください。
議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議
を求めます。

令和 6 年 2 月 16 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号 1 番を朗読)

議案第 6 号は、以上の 1 件です。
ご審議のほどよろしく願ひいたします。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査を行
なって頂いた委員からも説明を願ひたいと思ひます。

3 1 番 野呂 義久 委員から説明願ひます。

31 番 3 1 番の野呂です。

申請番号 1 番を報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報
告と同様です。

申請番号 1 番ですが、資料の 4 7 ページから 5 0 ページになります。申
請地は摩当集落から 1 k m ほど西の山側にある摩当沢川に隣接している

農地でした。摩当沢川の浚渫工事のため、一時的に農地を仮設道路として通行したいというもので、耕作が始まる前の3月中を工期とし、通行する部分に雪を集め農地を保護しながら工事を行う計画でした。申請者である株式会社おがさわらの担当者が立ち合い、衛星写真を使い確認したところ、周辺の農業への影響はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります

議 長 議案第6号につきまして、事務局及び現地調査をして頂いた委員からも説明いただきました。

それでは質疑に入ります。

議案第6号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第6号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書51ページをお開きください。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年2月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

はじめに所有権移転についてです。

(受付番号1番を朗読)

以下55ページの受付番号6番まで、合計35筆、面積65,252㎡となります。

つづいて議案書56ページ、利用権設定になります。

(受付番号1番を朗読)

以下、69ページの受付番号26番まで、合計62筆、面積が125,489㎡となります。

次に70ページの一括方式になります。

(受付番号1番を朗読)

一括方式はこの1件だけです。

以上の議案第7号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第7号につきまして事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第7号中、利用権設定の受付番号4番と5番、9番と10番、13番、14番から16番、22番、24番と25番、そして一括方式の受付番号1番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

18番

18番 武石です。所有権移転の3番ですが、10アールあたり2万円足らずの金額ですがこれでよろしいでしょうか？

事務局

譲渡人と今後譲受人となる方に確認しておりますが、双方に縁戚関係があり、先代の頃からこの金額を決めていたと伺っております。

議長

ほかにご質問等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号4番と5番、9番と10番、13番、14番から16番、22番、24番と25番、および一括方式の受付番号1番を除いた件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第7号中、利用権設定の受付番号4番と5番についてですが、この件については、議席番号10番 長岐 正 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：10番 長岐 正 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号4番と5番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案7号中、利用権設定の受付番号4番と5番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：10番 長岐 正 委員)

議 長

会議を再開いたします。

つづいて、議案第7号中、利用権設定の受付番号9番と10番および一括方式の1番ですが、この件については、議席番号31番 野呂 義久 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：31番 野呂 義久 委員)

議 長

会議を再開いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号9番と10番、および一括方式の1番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号9番と10番、および一括方式の1番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：31番 野呂 義久 委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第7号中、利用権設定の受付番号13番についてですが、この件については、議席番号27番 佐藤 政信 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：27番 佐藤 政信 委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号13番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案7号中、利用権設定の受付番号13番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：27番 佐藤 政信 委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第7号中、利用権設定の受付番号14番から16番についてですが、この件については、議席番号19番 佐藤 茂延 委員との関連がありますので退席を求めます。

議 長 暫時休憩いたします。

(退席：19番 佐藤 茂延 委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号14番から16番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案7号中、利用権設定の受付番号14番から16番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：19番 佐藤 茂延 委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第7号中、利用権設定の受付番号22番についてですが、この件については、議席番号15番 成田 博幸 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：15番 成田 博幸 委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号22番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案7号中、利用権設定の受付番号22番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：15番 成田 博幸 委員)

議長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第7号中、利用権設定の受付番号24番と25番についてですが、この件については、議席番号9番 多賀谷 テル子 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：9番 多賀谷 テル子 委員)

議長 会議を再開いたします。

議案第7号中、利用権設定の受付番号24番と25番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案7号中、利用権設定の受付番号24番と25番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：9番 多賀谷 テル子 委員)

議長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、71ページをお開きください。
議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和6年2月16日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

はじめに再配分です。

(申請番号1番を朗読)

再配分はこの1件のみです。

つづいて72ページからは利用権移転です。

(申請番号1番を朗読)

以下、75 ページの申請番号 9 番まで合計 44 筆、56,532 m²になります。
ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 議案第 8 号につきまして、事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 8 号中、再配分の申請番号 1 番と、利用権移転の申請
番号 2 番と、3 番から 6 番を除いた件について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 8 号中、再配分の申請番号 1 番と、利用権移転の申請番号 2 番
と、3 番から 6 番を除いた件について、原案通り決することにご異議ござ
いせんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 8 号中、再配分の申請番号 1 番ですが、この件につい
ては、議席番号 17 番 武田 響一 委員との関連がありますので退席を求
めます。

暫時休憩いたします。

(退席：17 番 武田 響一 委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第 8 号中、再配分の申請番号 1 番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案 8 号中、再配分の申請番号 1 番について、原案通り決することにご
異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：17 番 武田 響一 委員)

議 長 会議を再開いたします。

つづいて、議案第 8 号中、利用権移転の申請番号 2 番ですが、この件に
ついては、議席番号 11 番 松岡 英敏 委員との関連がありますので退席
を求めます。

議 長 暫時休憩いたします。

(退席：11 番 松岡 英敏 委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第 8 号中、利用権移転の申請番号 2 番について質疑に入ります。
何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案 8 号中、利用権移転の申請番号 2 番について、原案通り決すること
にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：11番 松岡 英敏 委員)

議 長 会議を再開いたします。

次に、議案第8号中、利用権移転の申請番号3番から6番ですが、この件については、議席番号26番 出川 信久 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：26番 出川 信久 委員)

議 長 会議を再開いたします。

議案第8号中、利用権移転の申請番号3番から6番について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案8号中、利用権移転の申請番号3番から6番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：26番 出川 信久 委員)

議 長

会議を再開いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第2回定例総会を閉会します。